

健感発 1117 第 2 号
平成 27 年 11 月 17 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

検査施設における病原体等検査の業務管理要領の策定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）に基づく感染症の患者等の検体又は感染症の病原体の検査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 147 号）において、検査の信頼性を確保するための実施体制等について規定されたところである。

今般、検査の信頼性確保の取組を促進するため、別添のとおり検査施設における病原体等検査の業務管理について要領を策定したので、貴職におかれては、法に基づく病原体等検査について、本要領に基づき実施されたい。

なお、本通知のうち、法第 14 条の 2 に規定する事務については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言とする。